

**お知らせ**  
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
住民企画課企画係 14 番窓口  
☎ 77-8374 FAX 76-2976

**北海道お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）**

道では、平成17年4月2日から令和6年4月1日までにお生まれの子どもがいる道内の子育て世帯に、北海道産のお米や牛乳が購入できる商品券等を支給する「北海道お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）」を1月26日（金）から実施します。

1世帯当たり5160円相当で【①3960円分のお米券と1200円分の牛乳贈答券のセット】、【②米と牛乳を購入できる5160円分の電

子クーポン】、【③北海道産米「ななつぼし」10キログラム】から選べます。申請が必要ですので、4月30日（火）までにお忘れなくご申請ください。

なお、第一弾の支給品を受給されている世帯で、住所や家族構成に変更がない場合、本人確認書類不要の簡易申請が可能です。詳細は、1月下旬に郵送されているダイレクタメール（はがき）をご確認ください（第一弾の登録住所から転居されている世帯にはダイレクタメールが届きませんのでご了承ください）。

専用ホームページ  
https://hk2023kosodate-ouen.jp/

**問い合わせ先**

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局  
011-350-7371

**転出・転入される方は届け出が必要**

毎年、3月や4月は進学、就職などで転出・転入が多くなる時期です。住所を移される方は、届け出が必要になります。虚偽の届け出防止のため、すべての届け出について、届出人の本人確認を行います。ご協力をお願いします。

**土地・建物の相続登記お忘れではないですか**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。不動産登記簿を見ても、土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

また、令和6年4月1日から、「相続等により不動産の取得を知ってから3年以内」に登記の申請をすることが義務となります。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

**令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記をしていない場合、義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日）までに登記をする必要があります。**

相続登記の申請は専門家である司法書士に依頼することができます。また、登記手続に必要な書類のご案内については、釧路地方法務局ホームページか登記手続案内をご利用ください（予約が必要となり、電話での説明となります）。

**転出について**

- 役場で転出の届け出をし、証明書をお受け取りください。
- 《転出届に必要なもの》
  - ▼印鑑登録証（転出する方）
  - ▼保険証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険医療の加入者）
  - ▼医療費受給者証（子ども医療費受給者証など）
  - ▼障がい者手帳
  - ▼マイナンバーカード
- 《転入届に必要なもの》
  - ▼転出証明書（転入前の住所地の市町村役場等で発行されたもの）
  - ▼障がい者手帳
  - ▼マイナンバーカード

**障がい者手帳**

マイナンバーカード  
転出・転入の届け出先  
戸籍年金係 8番窓口  
077-8378

**水道の届け出について**

転出・転入や町内転居の際は、必ず水道の届け出をしてください。また、1か月以上家を留守にする場合、事前に給水停止手続きを行うことで、留守の間は水道料金がかかりません。

水道の届け出先  
水道係 21番窓口  
077-8389

**問い合わせ先**

釧路司法書士会（無料相談受付）  
0120-13-7832  
釧路地方法務局登記部門  
0154-31-5021  
https://houmukyoku.moj.go.jp/kushiro/

**森林所有者の皆さまへ**

この度の義務化は森林にも適用されますので、森林を相続で取得した方が相続登記を行っていない方や、これから相続する予定の方は気をつけてください。詳しくは、法務省および林野庁のホームページをご確認ください。

林野庁ホームページ  
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/  
keieikanri/

**軽自動車の抹消・移転登録は3月31日まで**

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で町内に登録されている、軽自動車・二輪・原付自転車・小型特殊自動車

**交通安全情報**

住民環境係  
12番窓口  
☎77-8377

**交通安全情報**

**万全の状態での運転を！**

今年度も残りひと月となりました。これから少しずつ気温が上がっていきませんが、路面の凍結にはまだまだ注意が必要です。早めのブレーキを怠らず、時間と心に余裕を持った運転を心がけてください。

警視庁の統計では、3月を1年を通して交通事故が多く発生する月というデータが出ています。3月は年度末による忙しさから、疲労の蓄積・睡眠不足の状態での運転による漫然運転が増えるとのことです。加えて引越シーズンに伴い、人によっては車での移動距離が増える方もいるかと思えます。

体が疲れた状態での運転は、交通事故の発生率を引き上げることになるので、運転する前には自分の体調（疲労感や眠気）を確認し、万全の状態での運転をすることで交通事故を未然に防ぎましょう。

**融雪期の事故防止**

**地域安全 NEWS**

- 冰雪落下による事故に注意**  
屋根からの冰雪落下による事故が発生する時期です。冰雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。
- 複数による安全を確保した冰雪下ろし**  
屋根の冰雪下ろし中に、はしごや屋根から転落する事故が発生する危険があります。作業をするときは、補助者を置くなど複数で行うようにしましょう。また、命綱や安全帯を装着するなど万全の準備をし、自身の安全を確保しましょう。

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

**消費生活相談 Q&A**

そのURLのフリック  
ちよっと待って！

商工観光係  
19番窓口  
☎77-8388

「会員満期通知」の件名で通販サイトからメールが届き、「月会費550円が引き落とせませんでした」と書いてあった。「会員ログイン」の記載をクリックし、切り替わったページにクレジットカード番号を入力する欄があるが信用してよいか。

日頃利用している事業者からでも、まずフィッシング詐欺を疑い、記載のURLではなく、正規のURLやアプリからアクセスするようにしましょう。クレジットカード番号を入力させ、IDやパスワード、暗証番号などの個人情報を利用するフィッシング詐欺に日頃から注意が必要です。トラブル防止の対策として、ID、パスワード等の使い回しはしないでください。不正利用の被害にあった場合は、消費生活センターの相談窓口、クレジット会社や金融機関などへすぐ連絡をしましょう。困ったときにはひとりで悩まずご相談ください。

**美幌町消費生活センター**  
☎・FAX 72-0366  
月～金曜日（祝祭日を除く）  
午前10時～午後4時

**津別町消費生活トラブル2023**  
靈感商法トラブルについて  
の法改正編

**津別町消費生活トラブル2023**  
相談事例編